

令和 8 年 9 月 2 日
保 健 福 祉 政 策 部
保 健 福 祉 政 策 課

世田谷区地域保健医療福祉総合計画（後期計画）の策定に向けた検討の開始について

1. 主旨

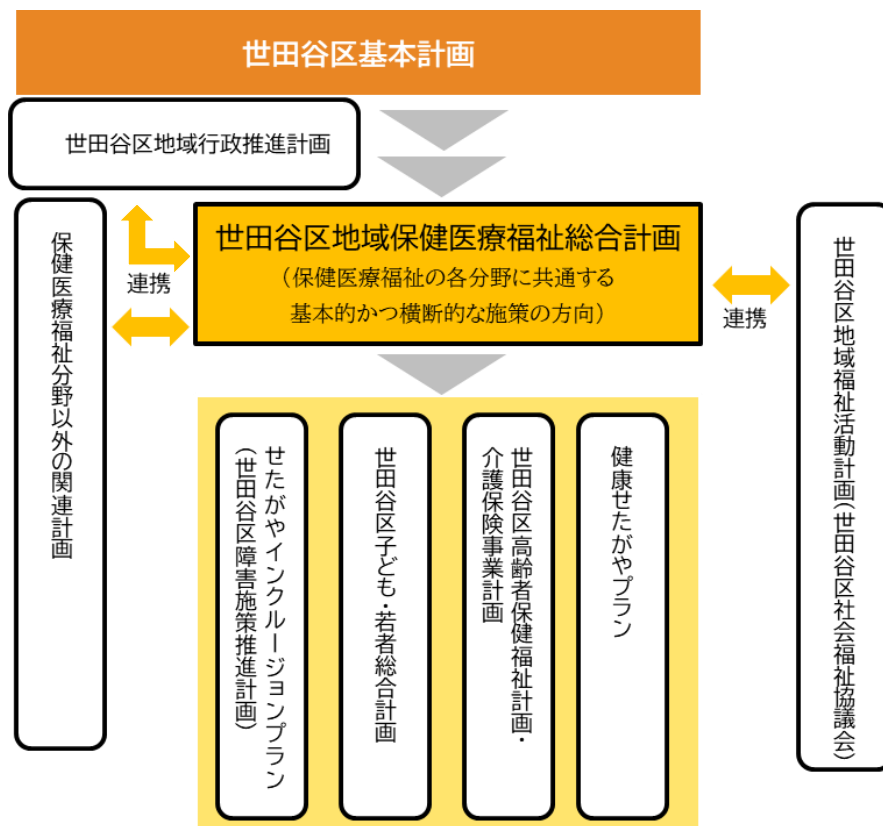
世田谷区の保健、医療、福祉の各分野横断、共通の方向性を示す世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和 6 年度～令和 13 年度（2024～2031 年度））について、法改正や社会情勢の変化等を踏まえて、中間年における見直しを行う。

このたび、後期計画の策定に向けた検討を開始する。

2. 計画の位置づけ・諸計画との関連

- (1) 社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とする。
- (2) 世田谷区地域保健福祉推進条例第 16 条の「推進計画」とする。
- (3) 世田谷区地域保健福祉推進条例第 17 条の「行動指針」とする。
- (4) 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とする。
- (5) 東京都の保健医療計画、地域福祉支援計画を踏まえた計画とする。
- (6) 社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する。
- (7) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含する。
- (8) 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含する。

<諸計画との関連イメージ>



3. 計画期間

令和10年度から令和13年度までの4年間の後期計画。
(本計画の上位計画である基本計画と期間を整合させる。)

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
世田谷区基本計画	令和6～13年度(2024～2031年度) 前期4年 中間見直し 後期4年							
世田谷区地域行政推進計画	令和6～9年度 (2024～2027年度)				令和10年度(2028年度)以降も策定予定			
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	令和6～13年度(2024～2031年度) 前期4年 中間見直し 後期4年							
せたがやインクルージョンプラン ―世田谷区障害施策推進計画―	令和6～8年度 (2024～2026年度)			令和9～11年度 (2027～2029年度)			令和12年度以降も策定予定	
世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第9期 令和6～8年度 (2024～2026年度)			第10期 令和9～11年度 (2027～2029年度)			令和12年度以降も策定予定	
世田谷区子ども・若者総合計画	第2期	第3期 令和7～16年度 (2025～2034年度)						
健康せたがやプラン	第3次 令和6～13年度 (2024～2031年度)							
(参考)世田谷区社会福祉協議会 「世田谷区地域福祉活動計画」		第4次 令和7～14年度 (2025～2032年度)						

4. 計画の策定体制等

- (1) 世田谷区地域保健福祉推進条例に基づき、地域保健福祉審議会に後期計画の策定にあたっての考え方や施策の方向性等について諮問する。
- (2) 庁内課長級で構成する総合計画策定委員会を設置する。
- (3) 庁内部長級、審議会学識経験者及び世田谷区地域福祉活動計画の策定委員等で構成する研究会を設置する。答申原案作成等にあたっての助言をしていただき意見交換を行う。
- (4) 議会のご意見をはじめ、パブリックコメントやシンポジウム等を通して、区民、事業者および関係団体等のご意見をいただき、審議会答申を踏まえて中間見直しを行い、後期計画を策定する。

5. 今後のスケジュール (予定)

令和8年	11月	地域保健福祉審議会への諮問
令和9年	6月	地域保健福祉審議会の中間まとめ
	9月	福祉保健常任委員会報告(素案)
	9月～10月	パブリックコメント、シンポジウム
	11月	地域保健福祉審議会からの答申
令和10年	2月	福祉保健常任委員会報告(計画案)
	3月	計画策定